

## 第4 第5条

(商標登録出願)

**第5条** 商標登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に必要な書面を添付して特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 商標登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 商標登録を受けようとする商標
- 三 指定商品又は指定役務並びに[第6条第2項](#)の政令で定める商品及び役務の区分

2 商標登録を受けようとする商標が立体的形状（文字、図形、記号若しくは色彩又はこれらの結合との結合を含む。）からなる商標（以下「立体商標」という。）について商標登録を受けようとするときは、その旨を願書に記載しなければならない。

3 商標登録を受けようとする商標について、特許庁長官の指定する文字（以下「標準文字」という。）のみによつて商標登録を受けようとするときは、その旨を願書に記載しなければならない。

4 商標登録を受けようとする商標を記載した部分のうち商標登録を受けようとする商標を記載する欄の色彩と同一の色彩である部分は、その商標の一部でないものとみなす。ただし、色彩を付すべき範囲を明らかにしてその欄の色彩と同一の色彩を付すべき旨を表示した部分については、この限りでない。

1. [第5条第1項](#)にいう「必要な書面」に含まれる説明書は、すべての出願について必要とするものではなく、必要な場合にのみ提出すれば足りるものとする。

(例)

(イ) 商標の採択の理由を説明した書面

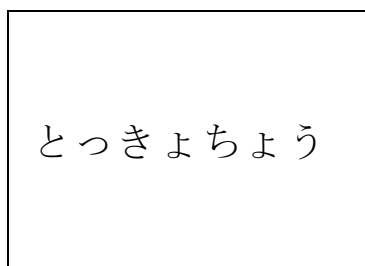
(ロ) 指定商品の材料、製法、構造、用法、用途等を説明した書面、又は指定役務の質、効能、用途等を説明した書面

(ハ) 願書に記載した立体商標を説明した書面

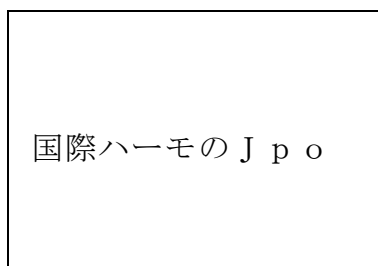
2. 願書に立体商標である旨の記載がない商標登録出願に係る商標は、原則として、平面商標として取り扱うものとする。

3. 標準文字である旨が記載された商標登録出願であって、願書に記載された商標の構成から、標準文字によるものと認められない出願は通常の出願として取り扱うものとする。

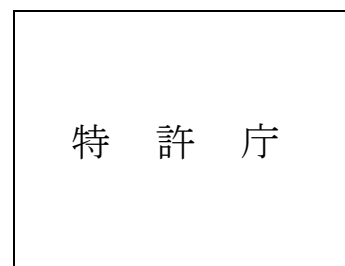
#### (1) 標準文字による出願と認められる商標の記載例



文字の大きさが異なるが促音・拗音を表示する文字と通常の文字のポイント数は同じである。



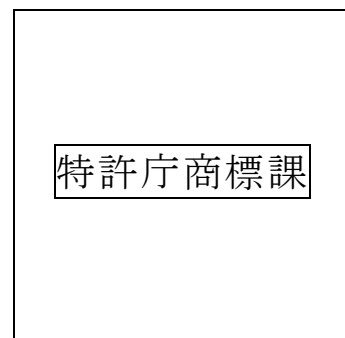
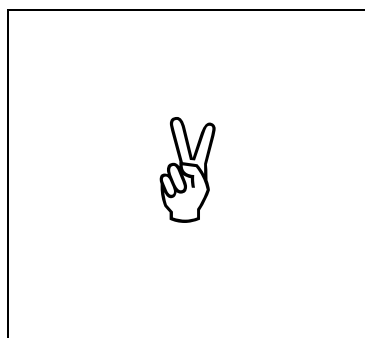
漢字、平仮名、アルファベット等を併せて記載することは可能である。大文字と小文字のポイント数は同じである。



スペースは連続しなければ複数用いることができる。

#### (2) 標準文字による出願とは認められない商標の記載例

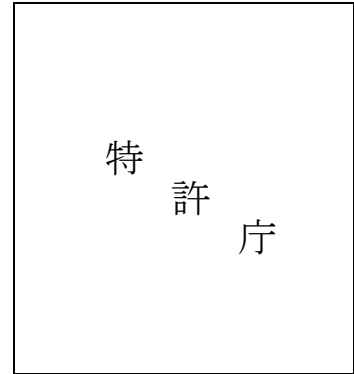
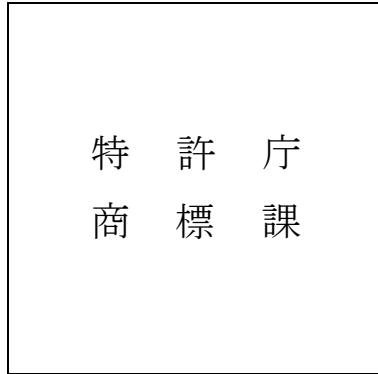
(イ) 図形のみ、図形と文字の結合商標



(ロ) 指定文字以外の文字を含む商標

(ハ) 文字数の制限 30 文字を超える文字数（スペースも文字数に加える。）  
からなる商標

(ニ) 縦書きの商標、2 段以上の構成からなる商標

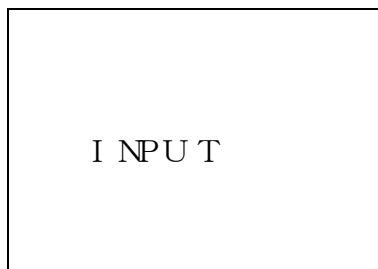


(ホ) ポイントの異なる文字を含む商標



(ハ) 色彩を付した商標

(ト) 文字の一部が図形的に、又は異なる書体で記載されている商標



(f) 花文字等特殊文字、草書体等特殊書体等で記載された商標



(g) 上記(i)ないし(f)以外のものであって、記載文字が容易に特定できない商標

4. 標準文字によるものと認められる商標登録出願に係る商標は、願書に記載されたものでなく、標準文字に置き換えて現されたものとする。

5. 国際商標登録出願に係る商標について「standard characters」である旨の宣言があっても、[第5条第3項](#)で規定する標準文字としては取り扱わないこととする。

6. [第5条第4項](#)の「商標の一部でないものとみなす」部分からも外観、称呼又は観念が生ずるものとする。

(注) 以下をクリックすると、商標審査便覧をご覧になれます。

#### ○[商標審査便覧](#)

[15.03](#) 優先権主張を伴う商標登録出願に関する標準文字の「商標の一致」の判断について

[19.01](#) 商標法第5条第3項に規定する標準文字の指定について

[19.71](#) 国際商標登録出願について「standard characters」である旨の宣言があった場合の取扱い

[25.01](#) 商標を記載した部分でない箇所について商標法第5条第4項ただし書の規定の適用を主張している場合の取扱い

[31.01](#) 商標法第5条第2項の「立体商標」である旨の記載に関する補正の取扱い

[31.02](#) 商標法第5条第3項の「標準文字」である旨の記載に関する補正の取扱い

[巻末資料1](#) 標準文字一覧